



平成 22 年 9 月 10 日

各 位

会社名：都 築 電 気 株 式 会 社  
代表者名：代表取締役社長 安藤 始  
(コード：8157 東証第2部)  
問合せ先：経 理 部 長 石丸 雅彦  
(TEL：03-6833-7777)

会社名：都 築 電 産 株 式 会 社  
代表者名：代表取締役社長 柳澤 由一  
(コード：9884 東証第2部)  
問合せ先：取締役総務統括部長 加藤 宏隆  
(TEL：03-3502-2521)

### 都築電気株式会社による都築電産株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

都築電気株式会社（以下「都築電気」といいます。）と都築電産株式会社（以下「都築電産」といいます。）は、平成 22 年 9 月 10 日開催の両社の取締役会決議に基づき、都築電気による都築電産の完全子会社化について、都築電気を完全親会社とし、都築電産を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）について、株式交換比率、効力発生日その他の詳細事項について合意に達し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせします。

なお、本株式交換は、都築電気については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日(平成 22 年 12 月 1 日)に先立つ平成 22 年 11 月 26 日に、都築電産の株式は上場廃止(最終売買日は平成 22 年 11 月 25 日)となる予定です。

#### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

都築電気は、平成 22 年 7 月 16 日付「当社上場子会社である都築電産株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（平成 22 年 7 月 23 日付及び平成 22 年 8 月 9 日の訂正を含みます。以下「本公開買付けプレスリリース」と総称します。）に記載のとおり、都築電産の完全子会社化をめざして、平成 22 年 7 月 20 日から平成 22 年 8 月 30 日まで、都築電産の発行する株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、都築電気は都築電産の普通株式 6,284,784 株（都築電産の平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数の 63.04%）を保有しております。

都築電気による都築電産の完全子会社化の目的につきましては、本公開買付けプレスリリースに記載のとおりですが、以下再掲します。（以下本文中の「当社」は都築電気を、「対象者」は都築電産を指します。）

当社は、昭和 7 年に電話を中心とする電気通信設備工事を業とする都築商店として名古屋で創業し、昭和 16 年に改組し、都築電話工業株式会社として設立されました。我が国の戦後復興、電話の普及とともに成長し、昭和 61 年には東京証券取引所市場第二部に上場を果たしました。電話設備のインフラ環境が整った後は、主に情報通信分野において、製品の仕入、販売・システム開発・構築・サービスに携わるシステムインテグレーターとして事業を行っています。また、当社並びに当社の関連会社からなる都築グループは、これらに加えて、連結子会社である対象者を通じて電子デバイス・電子機器製品の販売・サービス及びカスタム L S I 並

びにソフトウェア開発に関する分野において事業を展開しています。

当社は、国内ソリューションプロバイダーやグローバル企業間の競争がさらに激化するなか、「お客さまの視点」に立ち、お客さまの要求に対して十分ご満足いただけるような付加価値の高いソリューションビジネスを展開するとともに、グループ各社の顧客が直面する様々な事業課題に対してはより良い解決方法を実現するために、グループ会社に対する商品やサービスの提供を通して、都築グループのシナジーがより発揮されるよう、グループ内の経験や知見の相互活用を図りつつ技術や顧客の共有化を進めることでグループ各社の事業運営の機動力を高めるような努力をしております。グループ各社においては、当社との事業面や業務面で様々な協力関係を保ちつつ、それぞれの商品・サービス分野の特性に応じて、独自の戦略に基づく事業展開を図っております。

都築グループが関連する情報ネットワーク事業においては、ICTのグローバル化とネットワーク技術の加速的進展によりユビキタスネットワーク社会と高度なセキュリティ社会の実現などに向けた社会のニーズは益々高度化・複雑化しており、これらのニーズに迅速かつ柔軟に対応することができる経営基盤を整備することが重要となっております。そのような中、現在、都築グループでは、安定的かつ持続的な成長を確立すべく、グループの技術・知識・ノウハウを活用したシナジーの創出とグループ経営の強化を基本方針として掲げ、グローバル競争に勝ち抜くソリューションとサービスの競争力の確保、事業展開に適した人材の確保と育成、調達コストの低減、グループ内の資金効率の向上をはじめとする経営基盤の強化を図っております。

一方、対象者は、昭和42年に東新電機株式会社（現都築電産株式会社）として当社の出資により設立されました。富士電機製造株式会社（現富士電機システムズ株式会社）の制御機器の特約店契約、昭和47年富士通株式会社の半導体特約店契約、昭和54年同社コンピュータ周辺機器売買契約を獲得、昭和56年技術開発室を設置しASIC開発を開始するなど、以来都築グループのエレクトロニクス専門商社として成長し、平成11年12月に東京証券取引所市場第二部に上場を果たしました。その後も平成14年に米国WESTERN DIGITAL TECHNOLOGIES社と代理店契約の締結や、M&Aにより新たな商材の取り扱いを加えるなどして、技術商社として当社との協力関係を保ちながらも対象者独自の戦略に基づき事業を拡大してまいりました。現在、対象者はこれらの事業を更に強化し、海外現地法人三社（シンガポール、香港、上海）を拠点として、東アジア圏での販売及びソフトウェアの開発などの事業領域の拡大を図るとともに、より一層の経営効率の改善に向けて業務プロセスの改革等に取り組んでおります。

しかしながら、対象者の事業収益の柱が電子デバイス部門（半導体関連）と情報機器部門であるものの、電子デバイス部門（半導体関連）は、市況の変動や顧客・ユーザーにおける在庫調整・生産調整に対象者の売上高が左右され、景気の影響を敏感に受けやすいものとなっております。また情報機器関連の主力であるハードディスク・ドライブの販売においても、企業向け分野は同様に景気の影響を受けやすく、消費者向け分野においても熾烈な価格競争が繰り広げられ利益確保が大変厳しい環境にあります。

この厳しい環境に対応するため、対象者は、技術商社として蓄積してきた最先端の技術力を生かし、商品販売主体からソリューションサービス主体の事業へと転換を図り、顧客に対するソリューションを提供するという視点に立って、新商材・新サービスの開発及びこれらを融合したソリューション提供という技術商社としての対象者の強みを生かしたビジネス領域の拡大を図りつつあります。

しかしながら、為替相場の変動を含めた世界経済の不透明感、エレクトロニクス業界の変革・再編やグローバル化、商品価格競争の激化など引き続き予断を許さない状況が続くことが予想され、激変する経済環境に対応すべく強い企業体質への転換が急務であると考えられます。また国内市場の成長の鈍化が予想されることから、今後大きな成長が期待されるアジアを中心とした海外市場への事業拡大は重要な課題であり、この領域において成果をあげるには、アジア経済・社会の変化も含めた顧客ニーズの変化に柔軟に対応できる組織体制を整備しなければなりません。

そのためにはシステムインテグレーターとしての実績と総合力を有する当社とより一層緊密な関係になることにより、両社のノウハウや技術力を迅速かつ効率的に融合でき、市場に適合した新商材・新サービスの提供・開発がより迅速に実現できるとともに、互いの販路に両社の取扱商品・サービスを新たに付加させることで、ユーザーのニーズに応えた両社の統合的なサービスの提供が可能になります。このように、対象者のおかれた厳しい環境を乗り越え、様々な課題に取り組んでいくためには、事業戦略上の機動的な意思決定を行い、都築グループ全体の顧客ネットワーク及び事業運営ノウハウ、開発・技術などの経営資源を、従来以上にグ

ループ内で活用していくことが最善であると考えております。

当社及び対象者は、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ね、両社の経営資源の統合や技術の相互活用により、対象者をより高い収益力を追求する事業体に発展させるため、その方法について具体的な検討を行ってまいりました。その結果、当社が対象者の議決権の100%を取得し完全子会社化し、重複機能統合による経費の節減と事業の更なる成長を目指すことが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

なお、完全子会社化以降の対象者を含む都築グループ全体の基本戦略・将来の発展方向及び組織体制等については、持株会社化を視野に入れ、新たなグループ経営形態の創設について検討してまいりたいと考えております。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

取締役会決議日 (都築電気、都築電産)	平成22年9月10日
契約締結日(両社)	平成22年9月10日
株主総会基準日公告日(都築電産)	平成22年9月11日(予定)
株主総会基準日(都築電産)	平成22年9月30日(予定)
株主総会開催日(都築電産)	平成22年11月10日(予定)
最終売買日(都築電産)	平成22年11月25日(予定)
上場廃止日(都築電産)	平成22年11月26日(予定)
株式交換の予定日(都築電産)	平成22年12月1日(予定)

(注) 本株式交換は、都築電気については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われる予定です。

### (2) 本株式交換の方式

都築電気株式会社を株式交換完全親会社、都築電産を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、都築電気については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われる予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	都築電気株式会社 (株式交換完全親会社)	都築電産株式会社 (株式交換完全子会社)
当該組織再編に係る 割当ての内容	1	1.19
本株式交換により交付する 株式数	普通株式：3,847,404株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

都築電産の株式1株に対して、都築電気の株式1.19株を割当交付します。ただし、都築電気が保有する都築電産の株式(本日現在6,284,784株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

都築電気は、本株式交換に際して、本株式交換により都築電気が都築電産の発行済株式(ただし、都築電気が保有する都築電産の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の

都築電産の株主の皆様（ただし、都築電気を除きます。）に対し、その保有する都築電産の株式に代わり、その保有する都築電産の株式の数の合計に 1.19 を乗じた数の都築電気の株式を交付します。交付する株式については、保有する自己株式（平成 22 年 6 月 30 日現在 3,579,000 株）（普通株式）および単元未満株式の買取請求などにより本株式交換の効力発生日までに取得する自己株式（普通株式）を充当し、不足分については新たに普通株式を発行する予定です。なお、都築電産は、基準時までには保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部に相当する数の自己株式の消却を、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する都築電産の取締役会において決議する予定です。

都築電気の交付する株式数は、都築電産の自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### （注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、都築電気の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、都築電気の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

##### ① 単元未満株式の買増制度（1,000 株への買増し）

都築電気の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（1,000 株）となる数の株式を都築電気から買い増すことができる制度です。

##### ② 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

都築電気の単元未満株式を保有する株主の皆様が、都築電気に対してその保有する単元未満株式を買い取することを請求することができる制度です。

#### （注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべき都築電気の株式の数の 1 株に満たない端数が生じた場合、都築電気は、当該端数の交付を受けることとなる都築電産の株主の皆様については、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の都築電気の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付します。

#### （4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

都築電産は、新株予約権または新株予約権付社債を発行していません。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### （1）算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、都築電気及び都築電産がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、都築電気は日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）を、都築電産は BE1 総合会計事務所を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

日興コーディアル証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、都築電気については、都築電気が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成 22 年 9 月 9 日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第二部における、平成 22 年 8 月 10 日から平成 22 年 9 月 9 日までの直近 1 ヶ月、平成 22 年 6 月 10 日から平成 22 年 9 月 9 日までの直近 3 ヶ月間の期間の各取引日の株価終値平均）を採用して算定を行いました。それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

都築電産については、都築電産が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成 22 年 7 月 21 日より、算定基準日である平成 22 年 9 月 9 日までの東京証券取引所市場第二部における株価終値の最高値、最安値）を採用して算定を行いました。それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して算定を行いました。

なお、都築電気の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.17～1.25
DCF法	0.60～1.22

一方、BE1総合会計事務所は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、都築電気については、都築電気が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成22年9月8日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第二部における、平成22年8月9日から平成22年9月8日までの直近1ヶ月、平成22年6月9日から平成22年9月8日までの直近3ヶ月間、平成22年3月9日から平成22年9月8日までの直近6ヶ月間の期間の出来高加重平均株価）を採用して算定を行いました。

都築電産については、都築電気及び都築電産が公表した本公開買付けに関する公表に、買付価格（都築電産の1株当たり400円）と株式交換における対価は同等とする旨の記載があったことから、都築電産の株式価値は本公開買付けにおける公開買付価格と同一の1株当たり400円を採用いたしました。

なお、都築電気の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.16～1.23

## (2) 算定の経緯

都築電気及び都築電産は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本公開買付けの諸条件及び結果並びに都築電気株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、都築電産の株式の評価については、本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。

その結果、都築電気および都築電産は、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」の本株式交換における株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、両社の取締役会の決議に基づき、両社間で株式交換契約を締結しました。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

## (3) 算定機関との関係

都築電気の第三者算定機関である日興コーディアル証券及び都築電産の第三者算定機関であるBE1総合会計事務所はいずれも、都築電気及び都築電産の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成22年12月1日を予定）をもって、都築電産は都築電気の完全子会社となり、都築電産の株式は平成22年11月26日付で上場廃止（最終売買日は平成22年11月25日）となる予定です。上場廃止後は、都築電産の株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

都築電産の株式が上場廃止となった後も、本株式交換により都築電産株主の皆様は割り当てられる都築電気の株式は東京証券取引所その他の金融商品取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、都築電産の株式を841株以上保有し本株式交換により都築電気の株式の単元株式数である1,000株以上の都築電気の株式の割当てを受ける都築電産

の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、841 株未満の都築電産の株式を保有する都築電産株主の皆様には、都築電気の株式の単元株式数である 1,000 株に満たない都築電気の株式が割り当てられます。単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、都築電気に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を都築電気から買い増すことも可能です。係る取扱いの詳細については、上記 2. (3) (注 3)「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 2. (3) (注 4)「1 株に満たない端数の処理」をご参照下さい。

なお、本株式交換による完全子会社化の目的は、上記 1.「本株式交換による完全子会社化の目的」記載のとおりであり、都築電産の株式の上場廃止そのものを目的とするものではありません。

#### (5) 公正性を担保するための措置

都築電気が、都築電産の発行済株式総数の 63.04%を保有していることから、本株式交換の公正性を担保するために、都築電気及び都築電産は、上記 3. (1)「算定の基礎」に記載のとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社は係る算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により株式交換を行うこととしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する評価意見（いわゆる「フェアネスオピニオン」）を取得していません。

#### (6) 利益相反を回避するための措置

利益相反を回避するため、都築電産は、以下の措置を講じております。

##### ①利害関係のない取締役及び監査役の審議による取締役会決議を行ったこと

都築電産の取締役及び監査役のうち、都築電気の取締役を兼務している竹内喜夫取締役並びに吉井一典監査役については、利益相反防止の観点から、都築電産取締役会の本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、都築電産の立場において都築電気との協議・交渉に参加していません。

本日開催の都築電産の取締役会においては、竹内喜夫取締役並びに吉井一典監査役を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で本株式交換契約の締結を決議しました。

なお、都築電気においては、利益相反に対する策を講じる必要がないため、記載していません。

##### ②独立した法律事務所からの助言を得ていること

都築電産取締役会は、都築電気及び都築電産から独立したアドバイザーとして弁護士浜田卓二郎を選定しており、取締役会の意思決定の方法・過程等を含む本株式交換に関する諸手続について少数株主に対して不利益とならないよう助言を受けています。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要（注）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	都築電気株式会社	都築電産株式会社
(2) 所在地	東京都港区新橋六丁目 19 番 15 号	東京都港区西新橋二丁目 5 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安藤 始	代表取締役社長 柳澤 由一
(4) 事業内容	ネットワークソリューション・システムインテグレーションサービスの提供、半導体・一般電子部品・サプライ用品・電子機器の販売	電子デバイス製品・電子機器・サプライ用品の販売、マイコンソフト・ASIC・システム LSI の開発
(5) 資本金	9,812 百万円	2,852 百万円

(6) 設 立 年 月 日	昭和 16 年 3 月 26 日	昭和 42 年 12 月 20 日				
(7) 発 行 済 株 式 数	25,387,802 株	9,969,297 株				
(8) 決 算 期	3 月末日	3 月末日				
(9) 従 業 員 数	(連結) 2,335 名	(連結) 220 名				
(10) 主 要 取 引 先	国内外の民間企業、官公庁	国内外の民間企業、官公庁				
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社三井住友銀行				
(12) 大株主及び持株比率	ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 10.13% 富士通株式会社 9.46% 都築電気従業員持株会 4.89%	都築電気株式会社 44.57% 富士通セミコンダクター株式会社 3.17% 株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 1.90%				
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係						
資 本 関 係	都築電気は、本日現在、都築電産の発行済株式総数の 63.04%に相当する 6,284,784 株を保有しています。					
人 的 関 係	都築電気の取締役 2 名が、都築電産の取締役 (1 名) 及び監査役 (1 名) を兼務しております。					
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。					
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	都築電産は、都築電気の連結子会社であり、関連当事者に該当します。					
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態						
決 算 期	都築電気 (連結)			都築電産 (連結)		
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連 結 純 資 産	29,980	29,643	29,948	11,913	11,395	11,312
連 結 総 資 産	68,541	64,305	64,961	23,879	20,439	21,192
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	1,025.74	1,047.72	1,078.07	1,196.39	1,197.19	1,188.54
連 結 売 上 高	108,888	99,549	86,386	34,322	28,328	21,973
連 結 営 業 利 益	3,084	2,401	748	692	201	△169
連 結 経 常 利 益	3,512	2,638	896	618	208	△185
連 結 当 期 純 利 益	1,306	812	656	406	73	△149
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	52.26	36.40	29.87	40.78	7.72	△15.73
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	8.00	8.00	8.00	13.00	10.00	7.00

(注) 平成 22 年 3 月 31 日現在

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

## 5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	都築電気株式会社
(2)	所 在 地	東京都港区新橋六丁目 19 番 15 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安藤 始
(4)	事 業 内 容	ネットワークソリューション・システムインテグレーションサービスの提供、半導体・一般電子部品・サプライ用品・電子機器の販売
(5)	資 本 金	9,812 百万円
(6)	決 算 期	3 月末日
(7)	純 資 産	現時点では確定していません。
(8)	総 資 産	現時点では確定していません。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、都築電気による都築電産少数株主との取引に該当する見込みです。本株式交換に伴って都築電気の連結財務諸表上においてのれん（又は負ののれん）の発生が見込まれますが、新たに発生するのれん（又は負ののれん）の金額及びその償却期間等については、現時点では未定です。

## 7. 今後の見通し

本株式交換による都築電気の連結業績及び個別業績への影響につきましては、現在精査中であり、今後、公表すべき事実が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、都築電産にとって支配株主との取引等に該当します。都築電産は、平成 22 年 6 月 30 日付公表のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社との取引条件につきましては、当社（都築電産）と関係を有しない他の取引先と同様に、市場価格などを考慮して合理的な価格とする」旨を記載しています。

都築電産の支配株主である都築電気を完全親会社とし、都築電産を完全子会社とする本株式交換に関して、都築電産は、上記 3. (5)「公正性を担保するための措置」及び上記 3. (6)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じていますが、都築電産は、係る対応は上記指針の趣旨に適合していると考えています。

なお、都築電産は、平成 22 年 9 月 10 日に、支配株主との間で利害関係を有しない弁護士浜田卓二郎より、本株式交換契約が都築電気の取締役を兼務している竹内喜夫取締役並びに吉井一典監査役を除く全ての取締役および監査役の審議の結果賛同を得たこと、取締役のいずれとも利害関係を有しない B E 1 総合会計事務所より受領した交換比率算定報告書に基づいて取締役会にて検討がなされたこと、株式交換比率が、本株式交換により都築電産の株主が受け取る対価の経済的価値と、本株式交換に先立つ公開買付けにおける公開買付価格が同等のものになるように決定していること等を勧告したうえで、本株式交換により都築電産が都築電気の完全子会社となる手続きを行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 22 年 5 月 10 日公表分) 及び前期連結実績  
都築電気

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 23 年 3 月期)	90,000	1,100	1,150	520
前期実績 (平成 22 年 3 月期)	86,386	748	896	656

(参考) 当期連結業績予想 (平成 22 年 5 月 14 日公表分) 及び前期連結実績  
都築電産

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 23 年 3 月期)	27,000	190	180	72
前期実績 (平成 22 年 3 月期)	21,973	△169	△185	△149